

RICO法と刑事没収法

小
早
川
義
則

- 一 はじめに
- 二 アメリカ法の概要
 - 1 RICO法（一九七〇年）
 - 2 刑事没収法関連規定
- 三 主要関連判例
 - 1 モンサント判決（一九八九年）
 - 2 キャプリン判決（一九八九年）
 - 3 アレクサンダー判決（一九九三年）
 - 4 判例のまとめ
- 四 むすびとして

一 はじめに

国会内外で注目された「共謀罪」創設を盛り込んだ組織的犯罪処罰法改正案は与党が当初の態度を一変させ民主党案を「丸のみにする」との方針を固めたにもかかわらず、継続審議とすることが確定した。与党はその後、強い世論の反発を意識してが、対象犯罪の大幅な絞込みのほか、罪名を「テロ等謀議罪」に変更することなども検討中とのことだが、本年（二〇〇七年）七月二十九日の参議院議員選挙での与党の惨敗後においてもなお立法課題とされていることに変わりない。このいわゆる共謀罪の原型は、コンスピラシー（conspiracy）であり、この英米法に特有の法概念がわが国で俄然注目されたのは第二次世界大戦後の極東国際軍事裁判、すなわち東条英機元首相ら二八人がA級戦犯として起訴された一九四六年五月開廷のいわゆる東京裁判である。ただ、当時の学界の関心はわが国の共謀共同正犯理論とのかかわりで英米法のコンスピラシーを紹介検討することであったが、コンスピラシー研究の進展はその後見られず、今回の土壇場での「丸のみ」案の挫折は政府の認識の甘さないし欠如を露呈したものでいえようが、その背景には学界レベルでのコンスピラシー研究の不十分性があるように思われたのである。

そこで筆者は、このようなわが国の問題状況を踏まえて、英米法とりわけアメリカのコンスピラシー法について合衆国最高裁判例の分析を中心にその具体的内容を明らかにする習作を試みたが、痛感したのは余りにも変幻自在のコンスピラシー法であり、なかでも組織的犯罪処罰法が「参考」⁽²⁾したRICO法の異質性であった。もっとも、RICO法は複雑で、とりわけ重要なRICOコンスピラシーについては残された課題が少なくなく、その一つがRICO法違反に対する刑罰としての没収刑である。

本稿は、あらためてRICO法の概要に触れた後、RICO法に対する刑罰として一九八四年に改正された刑事没収法について、最も重要な合衆国最高裁判例を中心に、いささかの検討を加えようとするものである。

註

- (1) 熊谷蒸佑「共謀罪——そのかし・あおり」中山研一ほか編『現代刑法講座第三卷』（一九七九年）二二五—二二七頁等参照。
- (2) 小早川義則「いわゆる共謀罪とコンスピラシー」一五・完『名城ロースクール・レビュー』三〇七号（二〇〇六年）二〇〇七年。
- (3) 飯柴政次・千野啓太郎「アメリカにおける組織犯罪対策法制——RICO法及び特別捜査手法に関して——」『ジュリスト』九六〇号（一九九〇年）四七頁、五一—五五頁。なお、法務省刑事事務局刑事法制課編『基本資料集』組織的犯罪と刑事法——国際的動向とわが国の状況⁽¹⁾（有斐閣、一九九七年）、渥美東洋『複雑社会で法をどう活かすか』（立花書房、一九九八年）等参照。

二 アメリカ法の概要

米連邦議会は一九七〇年、マフィアに代表される組織犯罪によるアメリカの経済・社会への影響が増大する一方で、従来の刑事司法をもってしては有効に対処しえないとして、組織犯罪規制法（Organized Crime Control Act of 1970）を制定したが、その中「二」の大きな柱とされたのが団体（an enterprise）の活動として組織的かつ継続的に敢行される多様な組織犯罪による犯罪に対して厳しい刑罰を課し、その根絶を目指すことを目的とする「二」の法令であった。その「一」がRICO法（The Racketeer Influenced and Corrupt Organizations Statute）であり、他の「一」がCCE法（The Continuing Criminal Enterprise Statute）である⁽²⁾。前者は合衆国法典第一八編

一九六一条から一九六八条（18 U.S.C. §§ 1961-1968）として、後者は同法典二一編八四八条として、それぞれ制定された。RICO法は、組織犯罪全般に適用されるものであり、法定刑は二〇年以下の自由刑および二万五千ドル以下の罰金とされ、継続的な犯罪団体を対象とする。CCE法は、麻薬犯罪に関する特別規定であり、その法定刑はさらに厳しく無期または一〇年以上の自由刑および一〇万ドル以下の罰金とされている。組織犯罪規制法はさらに、アメリカ法制上はじめて「刑事没収（Criminal Forfeitures）」の制度（21 U.S.C. § 853）を創設したが、この制度は「一九八四年の包括的犯罪規制法（Comprehensive Crime Control Act of 1984）」によって抜本的改正がなされた。なお、はじめの「刑事没収」というのは、民事手続による対物没収の制度はそれ以前にも存在していたため、合衆国憲法第五修正および第六修正の保護規制を受ける手続によるという意味である⁴。以下、ひとまずRICO法を概観した後、改正された刑事没収法の関連規定を紹介することとしたい。

1 RICO法（一九七〇年）

一九七〇年の組織犯罪規制法の第九章がいわゆるRICO法であり、合衆国法典第一八編一九六一条から一九六八条に編入されている。

第一九六一条は用語の定義で、一九六二条は禁止される諸活動、第一九六三条は刑事罰、一九六四条は民事措置、一九六五条以下は、裁判管轄、訴訟の迅速、証拠、民事調査について規定している。

第一九六一条から一九六四条までの各規定（一部）は、およそ次のとおりである。

第一九六一条「定義」

(1) 「不当利得活動（racketeering activity）」とは、以下に分類されるものをいう。(A) 殺人、誘拐、賭博、放火、強盗、賄賂、恐喝、または猥せつ物の取引もしくは麻薬その他の危険薬物の取引にかかわる行為またはその脅迫であつて、州法の規定によつて一年を越える拘禁刑に処せられるもの。(B) 合衆国法典第一八編の次の条項によつて正式起訴される行為、すなわち第一五二三条（情報提供者への報復）、第二〇一条（賄賂）、第一九五八条（雇われ殺人の遂行を容易にするための州際通商の利用）、第二四二二条、二四二四条（売春目的の人身売買）等。(C) 合衆国法典第二九編の次の条項によつて正式起訴される行為、すなわち、第一八六条（労働組合への支払いまたは貸付の制限）等。(D) 第一一編に規定する事件にかかわる詐欺、麻薬その他の危険薬物に関する製造、輸入、その他重罪とされる取引にかかわる犯罪であつて、合衆国の何らかの法によつて処罰されるもの。(E) 「通貨および外国取引報告法」によつて正式起訴される行為。

(4) 「団体」とは、すべての個人、その他の法的存在（legal entity）および、法的存在でないとしても、事実上結びついている個人のいかなるグループをも含む。

(5) 不当利得行為のパターンと認められるには、不当利得活動が一〇年以内に少なくとも二回、すなわち、その一つが本章の施行日（一九七〇年一〇月一五日）以降に遂行され、かつ、それ以前の不当利得活動の遂行後一〇年以内に最後の一つが遂行されることを必要とする。

(6) 違法な債権（unlawful debt）とは、(A) 合衆国の法律等に違反した徒博活動によつて生じた債権、(B) 合衆国の法律等に違反した徒博業、または高利貸業に関連して生じた債権をいう。

第一九六二条「禁止行為」

(a) 何人を問わず、「不当利得活動のパターン」または「違法な債権の取立て」から直接・間接に得た収入（income）を直接・間接に使用または投資して、州際もしくは国際通商に参与しまたはこれに影響を及ぼす活動をしている団体への利益（interest）を獲得し、または「団体」を設立し、もしくは運営することは違法である。

(b) 何人を問わず、不当利得活動のパターンまたは違法な債権の取立てによって州際または国際通商に關与したは影響する団体の利益またはその団体の支配を直接・間接に獲得または維持することは違法である。

(c) 何人を問わず、「州際または国際通商に關与しまたはこれに影響を及ぼす団体」に雇用されまたは結合している者が、不当利得活動のパターンまたは違法な債権の取立てによって、そのような団体の事務の遂行に直接・間接に關与することは違法である。

(d) 何人を問わず、本条(a)、(b)または(c)の規定のいずれかを共謀すること (to conspire) は違法である。

第一九六三条「刑事罰」

(a) 何人を問わず、本章第一九六二条のいずれかの規定に違反した者は、本章に規定する罰金もしくは二〇年以下の拘禁刑またはそれらの併科に処するとともに、刑法のいかなる規定にもかかわらず、(1) 第一九六二条違反によって取得しまたは保持しているすべての利益、(2) 第一九六二条違反によって設立、運営、支配し、その業務を遂行しまたはその業務の遂行に参加している団体にかかわるすべての利益……および(3) 第一九六二条に違反する不当利得活動もしくは違法な債権の取立てによって直接・間接に得られた利益から成るすべての財産……を合衆国に没収する。

第一九六四条「民事措置」

(a) 合衆国地方裁判所は、本章第一九六二条の違反を防止・抑制するために、何人を問わず、その者が何らかの団体に直接・間接に有する利益を剥奪することを命ずる……権限を有する。

(c) 何人を問わず、本章第一九六二条の違反によってそのビジネスまたは財産に損害を受けた者は、管轄する合衆国地方裁判所に提訴し……彼の受けた損害額の三倍 (threefold the damages) および合理的な弁護を含めた訴訟費用を求めることができる。⁽⁵⁾

2 刑事没収法関連規定

このようにRICO法一九六二条(d)は、同条(a)、(b)、(c)の各項で禁止されている三つの行為のコンスピラシーを禁止している。刑事の分野で主として用いられているRICO法の規定は、「団体 (enterprise)」関係者が「違法な債権の取立」等を通じてその「団体」の仕事を遂行または参加することを禁止する第三の禁止行為(一九六二条(c)) およびその「コンスピラシー」(一九六二条(d))であり、RICO法違反に対しては、二万五千ドル以下の罰金もしくは二〇年以下の拘禁刑(または、その双方) および没収刑が科せられる。RICO法は当初あまり利用されなかったが、広範な訴追を可能にする利点が理解され始めるとともにRICO法の起訴が非常に増大した。さらに米連邦議会は一九八六年、広範囲なマネー・ロンダリング法 (Money Laundering Statute) を制定し、連邦検察官の権限を再び拡大した。検察官に与えられた最も重要な武器は、RICO法違反およびマネー・ロンダリング法違反に対する刑罰として認められた没収刑である。⁽⁶⁾

一九八四年の改正による刑事没収の主たる関連規定は、およそ次のとおりである。

第八五三条 刑事没収

「没収対象財産」

(a) 一年以上の拘禁刑に処せられる本章各項……に違反して有罪とされた者は、州法いかんにかかわらず、(1) そのような違反行為の結果として直接・間接に本人が獲得した利得から成る、またはそれに由来するすべての財産 (any property constituting, or derived from any profits)、(2) そのような違反行為を遂行し、または遂行することを容易にするために……用いられた本人のすべての財産、(3) 本編第八四八条に違反し継続的犯罪団体に従事 (engaged) したことで有罪とされた者の場合には、(1) 項、(2) 項に明示された財産に加えて、継続的犯罪団体に對

する請求権、および……それに対する財産または契約上の権利を合衆国に没収される。

【財産の定義】

(b) 本項で没収の対象となる財産とは、(1) 土地に生育し、付着し、または発見されたものを含む不動産 (real property)、(2) 権利、機能 (privileges)、利益 (interests)、請求権 (claims)、証券 (securities) を含む有体または無体の個人財産 (tangible and intangible personal property) が含まれる。

【第三者譲渡 (third party transfers)】

(c) 本項 (a) に記載されている財産におけるすべての権利 (right)、権原 (title)、および利益は、本項の下で没収の原因となった行為の完了時 (upon commission) 合衆国に帰属する。その後被告人以外の者に譲渡されるそのような財産は、(陪審による) 没収の特別判決 (a special verdict) の対象となれ、それに基づき (hereafter) 合衆国への没収が命ぜられるものとなる。ただし譲受人 (transferee) が、本項の規定に従った審問手続 (hearing) に参加し、その買い入れの時点を、当該財産が本項の下で没収の対象であったことを信じる理由のないことが合理的 (reasonably without cause) であったそのような財産の価格に対する善意の買い手 (bona fide purchaser for the value) に限ることを認める場合のみに限るのである。

【推定の没収 (rebuttable presumption)】

(e) (1) 裁判所は、合衆国の申請により、制限命令または禁止命令 (a retaining order or injunction) を発し、本項の下で没収の対象とされている財産を保全するため (to preserve the availability) それが見込め保証金 (a satisfactory performance bond) の納付を命じ、またはその他の措置を講ずるべきである。

【第三者の利益 (third party interests)】

(n) (1) 本項の下での没収の命令に続き、合衆国は、司法長官 (Attorney General) の命令により、当該没収命

令および対象財産を処分する旨を公告 (publish notice) しなければならない。政府はまた、公告に代えて、実際に可能な範囲で、没収の対象である財産に利益を有する旨主張していた者に対し、書面により直接通知することができぬ。

(2) 本項に従って合衆国への没収命令のあった財産に対して法的利益 (legal interest) を有すると主張する被告人以外の者(第三者)は、公告のあった時または通知を受けた時から三〇日以内に裁判所に対し、その主張する財産に対する利益の有効性を判断するための (to adjudicate) 審問手続を求めることができぬ。この審問手続は、陪審なしに裁判所だけの面前行われる。

(6) 裁判所が審問手続後に、(A) 証拠の優越によって申立人には当該財産への法的権利があると決定すれば、(B) 申立人は善意の買い手 (a bona fide purchaser) であり、購入時に当該財産が本項の下での没収の対象であったことを信じる理由のないことが合理的であったと決定すれば、その決定に従って没収命令を修正するものとする。⁽⁸⁾

(4) 以上の記述は主として、原田明夫「犯罪により生じた利得と没収(その一)」判例タイムズ五四九号(一九八五年)五〇 五一頁以下を。

(5) 21 U.S.C. § 1861-1864. なお、訳文は主として、飯柴政次「千野啓太郎前掲注(3)」を参考にした。

(6) テラシマ・G・リード(佐伯仁志訳)「アメリカにおけるRICO法 マネー・ローンダリング、没収法」ジュリスト 九七〇号(一九九〇年)五二頁、五八頁。

(7) このように、犯罪行為によって得られた収益に関する煩雑ともいえる文言および定義規定が付加されたのは、連邦高裁レベルの、例えばマルヘニ事件判決で、犯罪行為によって得られたが、その団体に再投資等の形で混入しなかった収益または利得 (profits) は没収の対象とはならない旨の判示がなされ、そのような限定解釈については、連邦最高裁によって否定されたものの、これに関連する無用の誤解または解釈の余地をなくする趣旨で、没収の対象として、およそ不当利得

行為等の「違法行為の結果またはその過程で得られた財産上の利得については、発生の形態や処分の如何にかかわらず網羅的に捉えるものであることがより明確にされることとなったものと考えられる」との指摘がある。原田明夫「犯罪により生じた利得と没収（その二・完）」判例タイムズ五五六号（一九八五年）四六頁。

実際、例えば、第九巡回区控訴裁判所は一九八〇年の丸紅アメリカ法人会社判決（*Marubeni Am. Corp.*, 611 F.2d 763）において、アンカレッジ電話公益事業体（ATU）の電話ケーブル供給のための契約に関して同社の現地代表者がATU職員に賄賂を送り獲得した部外秘の内部情報に基づき競争入札に成功したとして一九六三条(a)(1)の規定に従ってケーブル供給契約の履行に対し「支払われたまたは支払われる予定のすべての金額」の合衆国への没収が認められるかが争われた事案につき、同規定は違法行為をした「団体における利益」に限定され、団体の違法な運営に由来する収益には及ばないとして訴追側の主張を退けた原判決を維持している。ところが、合衆国最高裁は一九八三年のラッセロ判決（*Russello v. United States*, 464 U.S. 16）において、RICO法違反の放火罪で有罪とされた被告人グループが四件の放火により獲得した火災保険金全額の没収が命じられた事案につき、丸紅判決と矛盾する第五巡回区の見解を支持し、その合計額が「利益」に当たり没収の対象となると判示している。詳しくは、小早川「いわゆる共謀罪と「コンストラクター（五・完）」名城ロースクール・レビュー七号頁参照。

(8) 21 U.S.C. § 853.

三 主要関連判例

RICO法の刑事没収の規定は大いに論議されたが、なかでも重要な弁護士費用に関する問題の大半は合衆国最高裁判決によって解決された。合衆国最高裁は同じ日に言い渡したモンサント、キャブリン両判決において、公判開始前に被告人の財産凍結を命ずる権限を裁判所に与えるRICO法の刑事没収規定は弁護士費用を対象財産から除外しているかが争われた同種事案につき、これを否定した上で第六修正の弁護士依頼権にも第五修正のデュー・

プロセス条項にも違反しないとされた。そして一九九三年のアレクサンダー判決において連邦猥せつ法違反で多数の店舗等の没収が命じられた事案につき、RICO法の没収規定は第一修正には違反しないとされた上で、当該没収命令が第八修正の過重な罰金禁止条項に違反するかの問題を検討させるために原判決を差し戻している⁹⁾。いずれも没収規定の意味内容を具体的に検討する上でも有益である。

以下、順次紹介しておく。

1 モンサント判決（一九八九年）

本判決¹⁰⁾は、大規模な麻薬譲渡団体を支配・運営したとしてRICO法違法等で訴追された被告人に対し、弁護士費用に充てられる部分を含めた資産の凍結が八五三条の刑事没収の規定に従って命じられた事案につき、八五三条の文言が明白であること等を理由に相当であるとした上で、第六修正の弁護士依頼権にも第五修正のデュー・プロセス条項にも違反しないとされたものである。

【事実の概要】

一九八七年七月一日、本件被告モンサント（以下、Xともいう）に対し大規模なヘロイン譲渡団体（*heroin distribution enterprise*）を運営していたとして正式起訴状が提出された。訴因の起訴状は、不当利得行為違反、継続的な犯罪団体（*CCE*）の創設、税法違法等のほか、三件の特定資産——二万五千ドルの家屋、三万ドルのアパート、および現金三万五千ドル——がXの覚えい剤取引の結果Xによって蓄財されていると主張し、これらの資産は麻薬法違反によって獲得した財産ないし収益であるので一九八四年の包括的没収法（*Comprehensive Forfeiture Act of 1984*）八五三条(a)の下で没収の対象となると主張していた。

正式起訴状が同日開封され（*unsealed*）、地方裁判所は八五三条(e)(1)に従って、前記資産を凍結する制限命令

(a retaining order) を求める訴追側の主張を容れた。その後問もなく、Xはこの制限命令を無効とし、弁護士をかかえるために凍結資産を利用したい旨の申立てをした。Xはさらに、制限命令に対し種々の異議申立てをし、弁護人を選択する合衆国憲法第六修正等の権利に抵触すると主張した。地裁はこの申立てを認めなかった。¹¹⁾

第二巡回区は、Xの制定法および憲法上の異議申立ての理由は十分ではないと結論したが、当該資産が没収される可能性 (likelihood) の立証責任を訴追側に課す当事者主義的審問手続 (adversarial hearing) を開くために本件を地裁に差し戻した。すなわち、訴追側が右審問手続で立証責任を果たさなかったならば、弁護士の支払いに充てるべき費用は、Xの公判の最終的結果いかんにかかわらず、没収を免除される (exempt from forfeiture) というのである。差戻しを受けた地裁は、制限命令を継続するのが相当であるかを検討するために四日間にわたる審問手続を開いた。そして審問手続の最終日に、問題の財産は公判終了時に没収されるであろう可能性を訴追側は、圧倒的な証拠で立証した。ことを理由に制限命令を継続すると決定した。結局、Xの刑事裁判の手続が進められ、Xに対し刑事裁判法に従って裁判所により弁護人が選任された。Xは起訴犯罪について有罪とされ、陪審は問題の資産は没収できることを合理的な疑いを越えて立証されたと認定する特別評決をした。地裁はこれを受けて、有罪判決を言い渡し、資産の没収を宣言した。

第二巡回区はその間、以前の決定を無効とし、全裁判官関与の下でXの控訴を審議した。(なお、Xの公判は一九八八年二月一六日に始まった。それは全裁判官関与の下で控訴審が再審理をすると決定した後であったが、結論は未だ示されていなかった。したがって、Xの資産は凍結されたまま、Xは裁判所によって選任された弁護人(国選弁護人)によって弁護された。Xの公判の最中——一九八八年七月一日——全裁判官関与の控訴審はXに有利な決定をした。後に四日間にわたり開かれた審問手続で地裁は、私選弁護人を雇用するために凍結資産を使うことをXに認めた。弁護人の最終弁論 (summations) が四ヶ月半に及んだ公判の最後に始まるうとしていたので、X

はこの申出を拒否し、国選弁護人とともに手続を継続した。その三週間後の一九八八年七月二五日、陪審は有罪の評決をした。(全裁判官関与の裁判所は八対四で地裁の制限命令を修正し、凍結資産を弁護士費用の支払いのために用いることを認める決定をしたが、その理由について鋭く見解が分かれた。すなわち、一人の裁判官のうち三人は制限命令は第六修正違反であるとしたが、三人は制定法上の理由で疑問があるとし、二人はデュー・プロセス条項の下で八五三条は疑わしいとした。四人の反対意見の裁判官は制限命令を維持するとしたのである。

これに対し、合衆国最高裁は、第二巡回区の決定によって制定法および憲法上の問題に関する控訴裁判所での争いが生じているとして、上告受理の申立てを容れ、五対四で原判決を破棄した。¹²⁾ なお、法廷意見(レンキスト長官のほか、オコナー、スカーリア、ケネディ各裁判官同調)の執筆はホワイト裁判官で、ブラックマン裁判官執筆の反対意見にブレナン、マーシャル、ステイヴンズの各裁判官が同調している。

【判旨】

(1) 本件提示の問題は、たとえ被告人が弁護士費用の支払いのために自己の資産を利用しようとしている場合であっても、その被告人の所有する資産を凍結する公判前の命令を下す権限を連邦麻薬没収法は地方裁判所に与えているかである。もし与えているとすれば、そのような命令は憲法の下で認められるかを判断しなければならない。われわれは、これらの問題の両者についていずれも肯定的に答える。¹³⁾

(2) われわれはまず最初に、八五三条は被告人が弁護士費用の支払いのために利用する予定である資産の没収を要求しているかの問題に言及しなければならない。

A 制定法の範囲を判断する際に、われわれはまずその文言に目を向けなければならない。ターケット判決 (United States v. Turkette, 452 U.S. 576, 580)。本件において、八五三条の文言は明白で多義的でない (clear and unambiguous) すなわち、その範囲に入る資産はすべて没収されるとしており、弁護士費用の支払いのために用

いられる資産を例外としていない。

上記のように八五三条(a)は、一年以上の拘禁刑に処せられる犯罪で有罪とされた者は、それらの犯罪の遂行に由来するいかなる財産も没収される (shall forfeit …… any property)。この規定は、必ずしも量刑裁判所は有罪判決に基づき八五三条(a)で明示されているすべての財産 (all property) の没収を命令する (shall order) ことを繰り返している。RICO法の適用事案で没収を必要とする (mandatory) とする議会の意図をこれ以上明確に示すことも、没収の対象物の範囲を定義するのにこれほど広い言葉を選択することもできない。どのような種類の資産が同項の適用範囲内に入るかを示すために財産についても広い定義をして、権利 (rights)、権能 (privileges)、請求権 (claims)、および証券 (securities)、有体および無体の個人財産 (tangible and intangible personal property) がこれに含まれるようにする (21 U.S.C. § 853 (b))。これらの目録の中に弁護士に支払うために利用される資産は「財産」ではないという考えを示すもの (even hints) は一切ない。

弁護士への支払いのために用いられる資産を没収の対象財産から除外してない点において同法は多義的でない結論するのはわれわれだけではない。本件でXが申し立てているような主張は、当初の第二巡回区の決定時において、このことについて判断を下したすべての控訴裁判所によって一致して退けられていたのである。

それにもかかわらず、被告人(X)は、そのような財産を除外するように制定法を解釈すべきであるとしていくつかの理由を挙げている。Xはとくに、制定法は弁護士費用のために用いられる財産を含めることを明示していないことを理由に、あるいは(かつ)議会は没収対象物が弁護士に支払われるために用いられる資産にも及ぶという予測 (prospect) をしていなかったことを理由に、そのような除外を創設すべきであると主張する。その裏付けとして、Xは、議会の歴史(立法史)はこの問題に沈黙しており、上下院での議論もこのことについて議論していないと指摘する。しかし、このことは何の立証にもならない。立法史も議会での議論も、株式仲買人の費用、ク

リーニング代金、カントリークラブの会費等についても同様に沈黙している。その結果、これらの目的のために用いられる資産も同様に没収対象の財産に関する制定法の定義から除外されると主張することはできない。その趣旨の明示の規定がないとしても、没収規定は弁護士費用のために用いられる資産に及ぶという事実は制定法において多義的 (ambiguity) ではない。それは幅 (breadth) を示している。Sedigma v. Imrex Co., 473 U.S. 479. 争われている制定法の規定は広汎で多義的でないものであって、議会が「財産」という包括的な語句に何らの補足もしなかったということは制定法の明示の文言の力を弱めるものではない。¹⁵⁾

われわれはさらに、包括的没収法 (Comprehensive Forfeiture Act) を採用したそれと同一の法律において議会は、有罪とされた被告人が犯罪から得た副次的収益 (書籍、映画などからの収益) に対する特別な没収規定を採用したことを指摘しておく。一九八四年の犯罪被害者法 (Victims of Crime Act) の二一七五 二一七六条 (現行 18 U.S.C. §§ 3681-3682) を見よ。この規定は、このような被告人が有罪とされた犯罪に関する被告人の法的代理人 (legal representation) に対する支払いを没収された副次的収益全体の二〇%を越えない限度で除外することを明示している。それ故、議会は本件で再検討されている没収と同時に可決された制定法において、Xが八五三条の中に含まれていると解釈すべきであると主張している没収と同一の除外規定を明示に採用したのである。弁護士費用に用いられる資産の没収を第四章において明示に除外したということは、同法第三章においてそのような除外規定を設けなかった際の議会の意図を十分に示している。

本件での制定法の文言は明確で包括的である。すなわち、八五三条は、弁護士費用に用いられる資産を没収規定から除外していない。要するに、弁護士費用の支払いのために必要な資産を八五三条の下で除外せよとのXの主張に説得力がありうるとしても、それに対する簡単な回答は、議会は制定法をそのように規定しなかったということである。¹⁶⁾

B 議会は弁護士への支払いに用いられる資産に対する一般的な例外を認めなかったとしても、被告人の所有資産に関する公判前の制限命令である八五三条(e)(1)の規定はそのような例外を含むと解釈すべきであると主張されている。没収のために地裁は、財産の利用可能性を保持するために制限命令または差止命令を発することができ、(may enter a restraint order or injunction)。この制限命令条項は規定している。ウィンター裁判官(第二巡回区の二人の裁判官が加わった同調意見)は、この「できる」という要件を没収対象の資産の使用を制限する前に、伝統的なエQUITの原理(traditional principles of equity)を採用する権限を地方裁判所に与えたものであると解釈した。

このような解釈は、問題の条項の性質を大いに誤解している。既述のように、八五三条(a)は無条件(categorically)であり、八五三条(e)や八五三条(c)に全く言及していないのであり、いわんやその範囲がこれら条項によって制限されることは一切示されていないのである。それ故、八五三条(e)(1)は八五三条(a)の命令を補うことを目的としており、八五三条(a)が有罪判決に基づいて没収されることを要求している当の財産の散逸(dissipation)を地裁の裁量により認めると解釈することはできない¹⁶⁾。

このような結果は厳しいかもしれないが、制定法が命じたものであることには疑問の余地がない。被告人が弁護士を雇用するために用いたいと考えている資産に対する八五三条の没収規定ないし公判前の制限命令の規定には例外(exemption)がない。「議会は八五三条を制定する際に、犯罪はペイされない」という古い格言に効力を与える(give force)ことを決定したのである。この万能薬(nostrum)を修正して「犯罪はペイされない、弁護士の費用を例外とする」と解釈することを議会は意図していたという証拠はない¹⁷⁾。

(3) われわれは次に、地裁が下した制限命令はXの第六修正によって保護されている弁護人を選択する(counsel of choice)権利、または第五修正のデュー・プロセス条項に違反するかの問題の検討に移る。

A Xの最も抱括的な憲法上の主張は、一般的な事柄として、刑事没収法は被告人の第六修正の弁護人を選択する権利および第五修正のデュー・プロセス条項によって提供されている被告人と政府(訴追側)の間における「力のバランス(Balance of forces)の保障に違反する」というのである。われわれは本日、キャプリン判決において、本件でXによって提示されている類似の主張を退けている。

B キャプリン判決で提示された憲法問題のほかXは、有罪を言い渡される前に——かつ最終的に没収されると判断される前に——問題の資産を凍結するのは憲法上疑義があると主張する。われわれは、しかし、没収できると信じる相当な理由の認定に基づいてXの所有資産の処分を制限できると結論する。

われわれは従前、財産が最終的に没収されるであろうことを信じる相当な理由の認定に基づいて財産を押収することを政府に認めてきた。Xは自分の財産を奪われたのではなく、単にその処分を制限されたにすぎなかったものであり、政府の侵入(int intrusion)は従前の判例によって認められてきたそれより厳しくなかった。

実際、被告人が重大な犯罪を犯したと信じる相当な理由がある場合に政府はその個人(persons)を拘束できるとされているにもかかわらず、相当な理由の認定に基づいて、Xの家屋やアパートのような財産の処分を政府は制約できないと結論することは奇妙なことである¹⁸⁾。

(4) 上述の理由で、第二巡回区の判決を破棄し、本意見と一致する手続でさらに審理させるために本件を差し戻すこととする¹⁹⁾。

2 キャプリン判決(一九八九年)

本判決は、継続的犯罪団体とされる組織を通じて大量の麻薬の輸入・譲渡をしたとして訴追された被告人の所有する特定の財産の没収を訴追側が要求し、これを受けた地裁の資産譲渡禁止命令にもかかわらず、弁護士費用とし

て二万五千ドルを本件申立人（ローファーム）に譲渡した上で、被告人は一たん先の禁止命令の修正を求めた、しかし後に訴追側との答弁取引の結果、先の資産没収に同意したため、ローファーム側が弁護士費用の支払いに充てるための資産は八五三条の没収規定から除外されると主張して第三者の利益の救済を求めたところ、地裁はこの救済を容れたが、控訴審は制定法は没収対象物の除外を認めておらず、そのような制定法の制度は合憲であるとして破棄した事案につき、これを維持したものである。

【事実の概要】

C・レックマイアー（以下、Xともいう）は一九八五年一月、大規模な麻薬の輸入・譲渡をする団体を運営等したとして多数の訴因で訴追された。この団体は八四八条に違反した継続的犯罪団体（continuing criminal enterprise）であるというのである。正式起訴状は同時に、麻薬法違反に由来する財産……収益、の没収を認める八五三条(a)の規定に従って、Xの所有財産の特定の資産の没収を要求した。地裁は、八五三条(e)(1)に従って、没収の可能性あるいずれの資産の譲渡も禁止する旨の制限命令を発した。しかし、その前にXは進行中の大陪審の捜査でローファームである本件申立人（以下、Yともいう）を代理人として雇用していた。そして正式起訴状が提出された一九八五年一月の数日後に、制限命令が出されていたにもかかわらず、Xは同ファームに起訴前の法的援助に対する謝礼として二万五千ドルを支払った。この金は申立人（Y）によって条件付き捺印証書口座（an escrow account）に保管された。Yは正式起訴後もXの代理人を続けた。

Xは一九八五年、地裁の以前の制限命令の修正を求める申立書を提出し、制限資産の一部をYへの弁護士費用の支払いに充てる許可を求めた。Xはまた、有罪判決後の没収命令からYへの支払いに予定している資産を除外するよう求めた。しかし、Xは一週間後、地裁がこの申立てに関する審問手続を開始する前に、訴追側と有罪答弁の合意（plea agreement）に達した。この合意の下でXは、犯罪団体を継続して運営・管理していたことを理由とする訴

追に有罪の答弁をし、正式起訴状に掲げられていた一定の資産の没収に同意した。地裁は、答弁および合意の結果、Xの求めていた裁判所の公判前の制限命令の相当性を判断する必要はなくなったと結論し、その後、Xの所有資産を事実上すべて没収する命令がXの量刑に併せて言い渡された。

Yは、この命令の後で、没収財産に利益を有する第三者（third parties with an interest）であるとして、当該財産に対する第三者の権利の裁定（adjudication）を裁判所に要求することを認めている八五三条(n)の規定——被告人に没収財産に対する損害を請求をする（claims）権利を認めている——に従って申立書を提出した。とくに八五三条(n)(B)は、善意（bona fide）の第三者が、購入時に被告人の財産が没収の対象物であったことを信じる理由のないことが合理的であった、のであれば、その第三者に没収物の返還を認めているとして、Xの弁護のために提供した法的援助の支払いとしてXの資産のうち一七万ドルに利益を有すると主張し、さらに起訴前の法的援助の支払いに充てるために条件付捺印証書口座に保管してある二万五千ドルを要求した。Yはまた、弁護士費用の支払いに充てるために用いられる資産は八五三条の下での没収から除外されるのであり、除外されないというのであれば、そのような除外を定めていない制定法は違憲であると主張した。地裁は、没収資産の分け前（share）の主張を認めた。

第四巡回区は、八五三条は弁護士費用の支払い部分を没収資産から除外する規定を含んでいないとしつつ、そのような制定法は弁護士を選択する被告人の第六修正の権利を不当に侵害していると認め、これを維持した。控訴裁判所は全裁判官関与の下で改めて審理することに同意し、先の決定を破棄した。第四巡回区のすべての裁判官は、継続的犯罪団体の文言には没収資産に対するYの主張するような例外はないことに同意した。多数意見は、このような制定法は合憲であると認めたが、四人の裁判官は、同法をこのように解釈するのは第六修正に違反するとの先の第四巡回区の当初の決定に同意した。

Yは控訴裁判所によって提示された制定法上および憲法上の争点の再検討を求めた。これに対し、合衆国最高裁は上告受理の申立てを容れ、五対四で原判決を維持した⁽²¹⁾。なお、法廷意見の執筆はホワイト裁判官で、裁判官の賛否の構成はモンサント判決と同じである。

【判旨】

- (1) われわれは本件で、被告人を弁護した弁護人への支払いのために被告人が利用することを希望している資産を免除 (exemption) する規定を連邦麻薬没収法が含んでいるかの判断を求められている。われわれは、そのような免除規定は存在しないと判断するので、そのように解釈された同法は第五修正および第六修正と一致するかを判断しなければならぬ。われわれは一致すると判示する⁽²²⁾。
- (2) 申立人 (Y) の最初の問題提起 (submission) によると、被告人の所有財産に対する公判前の制限命令の権限を与えている制定法上の規定はそのような命令が行われるべきであるかを判断するに当たり地方裁判所に衡平法上の裁量 (equitable discretion) を与えているという。Yの主張は、第二巡回区のウィンター裁判官の同調意見において展開された同法の解釈に依拠している。われわれは本日のモンサント判決において、第二巡回区の判示を破棄し、このような解釈を退けている。それ故、モンサント判決でのわれわれの意見で示されている理由に基づいて、Xの制定法に関する主張を退けることとする⁽²³⁾。
- (3) われわれは次に、没収法に対するYの憲法上の挑戦に言及する。Yの主張によると、制定法は被告人の第六修正の弁護人を選択する権利を侵害し、そして第五修正のデュー・プロセス条項に違反した方法で政府 (訴追側) と被告人 (the accused) との間の「力のバランス」を転倒 (upsets) させているという。われわれは、これらの主張を順次検討する⁽²⁴⁾。

A 没収法は、「自己の好む弁護人を選任し弁護される」被告人の権利を不可能にし、少なくとも許し難い負担を課しているという、これがYの最初の主張である。申立人 (Y) は、貧困な被告人にも自己の弁護人を選択する第六修正の権利があると主張していないし、そのように主張することはできなかった。第六修正は、刑事事件における被告人に十分な代理人による権利を保障している。しかし、自分自身の弁護人をかかえる余裕のない者には、裁判所によって選任された弁護人によって代理されている限り、不服は認められない (no cognizable complaint)。²⁵ 被告人が自分でかかえるだけの経済的余裕のない弁護人による代理を被告人に認めることはできない²⁶。のである。Yはこのような命題を争っていない。訴追側もまた、被告人がかかえることのできる資格ある弁護人、または資金がないとしても喜んで被告人を弁護する弁護人によって代理される権利のあることを争っていない。これらの原理を本件で問題とされている制定法に適用すると、八五三条は被告人が自己の選択する弁護人を雇用することを妨げたり、弁護人として被告人を援助する弁護人を失格とはしていない。それ故、本件は被告人の選択した弁護人を被告人の代理人にさせないことを訴追側が裁判所に求めている事案ではない。そうであるにもかかわらず、本件では訴追側の要求により、被告人が自己の弁護人への支払いに予定していた資産の没収が行われた事案であることを理由に、第六修正違反であるとYは主張するのである。

もちろん、この意味においてであっても、没収法が刑事被告人に課す負担は限られている。没収法は没収の対象外の資産を有する被告人が自己の好む (選択する) 弁護人をかかえることを妨げていないし、訴追側が没収しようとしている資産以外の資産を有しない被告人が自己の選択する弁護人をかかえる (retain) ことも必ずしも妨げていない。Xのような被告人は、無罪釈放の際に費用は払ってもらえるであろうと考えて喜んで彼を代理する法律家を探し出すことができる。それ故、没収法によって被告人に課せられている制約は限られているのである。

それにもかかわらず、被告人が没収対象財産にアクセスできれば、かつ被告人によって弁護人に支払われる費用が後に八五三条(c)の下で回復請求されるリスクがなければ、そのような弁護士を被告人がかかえることができた

にもかかわらず、自己の選択でその弁護士を雇用することができないというようなケースはある。第六修正が没収法に制約を課しているのはこのようなケースであるとXは主張する。

このような主張も支持できない。自己の選択する弁護人の援助を受ける第六修正の範囲がどのようなものであるにせよ、その保護は、弁護人の援助を受けるために自己自身の金を使う個人の権利⁴⁴。以上には及ばない。弁護人によって提供された援助に対し他人の金を使う第六修正の権利は被告人にはない。例えば、強盗の被疑者には、もし逮捕されたのであれば、自己を弁護する弁護人を雇用するために銀行から盗んだ金を使用する第六修正の権利はない。この金は彼の所有するものではあるが、合法的に彼が所有するものではない。すなわち、もし訴追側が強盗による収益 (bank proceeds) であるとしてこれを押収し、自己の弁護の支払いに利用することを被告人に認めることを拒否しても、第六修正に違反しない。⁴⁵ 弁護士には、いかなるケースにおいても、盗品、あるいは身代金を……費用の支払いとして受け取る権利はない。法律実務上の特権は、盗むことの免許証ではない。⁴⁶ モンサント判決における被告人と同じく、Yがこのことを認めているのは明らかである。銀行強盗による強奪金の返還要求は、それ以前に存在した財産権⁴⁷ に基づいているのに対し、没収対象の権利への訴追側の要求は、財産に対する真の権限を決定する装置ではなく、被告人の資産の詐欺的転移 (fraudulent conveyances) にすぎない刑事法⁴⁸ に基づいていると主張することによって、Yは第六修正に対する事案とを区別しようとする。没収法によって被告人の第六修正の権利に課せられている負担は訴追側の没収物への利益を越えていると主張するのである。

Yの憲法上の分析の前提は、いくつかの点において根拠薄弱 (unsound) である。第一、没収法によって訴追側に与えられた財産権はYが認めている以上に大きい (substantial)。議会は八五三条(c)において、本件において既述されている違法な手段を介して犯罪者によって獲得された、財産におけるすべての権利、権限、および利益は没収の原因となった行為の完了時に合衆国に帰属する、ことを命じている。⁴⁹ 汚れた理論 (known theory)、⁵⁰

て知られるこのアプローチは、没収事案において古くから認められてきた、アプローチである。八五三条(c)は没収資産に対して古くから認められてきた合法的な実務を反映したものである。Yらの主張は要するに、弁護士費用の支払いのために必要である資産はいかなる部分であっても、没収の対象にならないというのである。しかし、有罪判決に基づいたXの資産への訴追側の没収権限に照らすと、第六修正はそのような資産を譲渡する若干の権利をXに創設している、あるいはこれらの資産を多少とも受け取る申立人 (Y) の権利を創設していると判示するのは奇異である⁵¹。

申立人 (Y) の立場は、一たん資産が依頼人から弁護人に支払われると、没収の主たる目的は達成された、すなわち、麻薬取引業者や不当利得行為者から悪事の収益 (the proceeds) を取り上げたことになるといっているのである。この見解は三つの理由で的外れている。

第一、没収の利益は犯罪者と悪事から得た収益との分離だけにあるのではない。法的な利益は没収可能なすべての資産の回復 (recovery) に及ぶのである。犯罪の収益を利用する訴追側の利益は無視されるべきでない。

第二、制定法は資産が政府によって保有される前に、⁵² 正当な所有者⁵³ に対する没収資産への請求権を認めている。減少されていない資産を獲得する訴追側の利益は、それ故、返還請求される財産の全部を含むのである。訴追側がこのような返還を求める場合には、没収物への訴追側の利益は銀行強盗の収益を犯人に返還させる利益と区別できない。そして弁護人を雇用するためにそのような資産の利用を求める被告人の権利主張が説得的でないのは、銀行強盗の同様の権利主張が説得的でないのと同じである。

そして最後に、議会の RICO 法および CCE 法の没収規定の採用の動機となり、それがさらに改良 (refinement) されている主要な理由は、「組織犯罪および麻薬団体 (drug enterprise) の経済力を弱体化するという議会の要求だった。ラッセロ判決を見よ。これには私選弁護人をかかえるためにそのような経済力を利用することが

含まれている。」控訴審が指摘するように、Xのような犯罪者から彼らに値しない経済力を奪う無視できない強大な (compelling) 国民の利益を議会は強調していたのであり、そしてこのような彼らに値しない経済力の一部が高額な報酬で法的素養のある人を意のままにする能力 (the ability to command high-priced legal talent) である。しかし、自己の所有資産の押収または没収によって第六修正の権利が侵害されたと被告人が主張するとき、それは、刑事被告人の代理人の資質は金で買うことのできる最上の弁護士をかかえることのできる被告人の能力にかかっているという厳しい現実、の反映以外の何もでもない。(Morris v. Slappy, 461 U.S. 1, 23 (1983)) (ブレナン結果同調意見)。控訴裁判所は、再びこのことを適切に指摘している。すなわち、現代のジャン・バルジャンは (裁判所によって) 選任された弁護士で満足しなければならぬ。しかし、麻薬取引業者は、彼の莫大な資金によって何かそれ以上の権利が彼に与えられている (entitles) と主張する。われわれはこのような主張を退け、そして高額な弁護士費用に充てるために犯罪の収益を使用する憲法上の権利という観念を退ける。⁽⁸⁵⁾

すべての没収可能な資産の全面的回復を獲得することに訴追側の大きな利益があり、この利益は弁護のために支払われる没収対象資産の使用を犯罪者に認める第六修正の利益に優先するというのがわれわれの見解である。そうでないと、刑事裁判の前に、その間に、あるいはその後、被告人の所有資産を少なくとも訴追側が凍結するときには常に被告人の第六修正の権利が侵害されるといふことになる。

B 申立人 (Y) の第二の憲法上の主張は、没収法は第五修正のデュー・プロセス条項の下で無効であるという。被告人と訴追側との力のバランスを崩すことを訴追側に認めていることを理由とする。この主張が第六修正違反の主張に幾分なりとも何かを付加するものであるとは思えない、われわれはすでに、第六修正は本件争点である没収法によって侵害されないと結論した。しかし、たとえ第六修正のより明白な規定の中に含まれていない何か付加的な保護を第五修正が提供しているとしても、第五修正に依拠するYの主張は有効でない。

没収規定は犯罪闘争における強力な武器である。他のすべての武器と同様に、それらが不正に使用されるとき、その強い攻撃力は破壊的たりうる。しかし、制定法の下で検察官が利用できる力は濫用されつるというXの主張は、余りにも当然すぎるほどである (trues too much)。控訴裁判所がこのような主張を退けたときに指摘するよう、すべての刑事法は濫用の可能性を秘めている。しかし濫用の可能性があるというだけでそれを無効 (its facial invalidity) とすることはできない。特定の濫用を含むケースは、もしそのようなケースが生じたのであれば、下級裁判所によって個別的に処理されることである。⁽⁸⁶⁾

(4) 以上に述べた理由で、本件で命じられた没収に対する申立人 (Y) の制定法上および憲法上の挑戦には根拠があるとは認められなご (without merit)。⁽⁸⁷⁾

3 アレクサンダー判決 (一九九三年)

本判決は、連邦猥せつ法 (obscenity laws) およびRICO法違反で有罪とされた被告人が、拘禁刑等に加えて、猥せつ物を展示していた店舗および約九百万ドル等の没収を命じられた事案につき、本件で適用されたRICO法の没収規定は第一修正の保障する言論・出版の自由を違反しないとした上で、本件没収が第八修正の禁止する、過重な (excessive)、罰金に相当するかにつき検討するよう原判決を差し戻したものである。

【事実の概要】

被告人アレクサンダー (以下、Xともいふ) は三〇年以上もの間、いわゆるアダルト物 (adult entertainment) の商売に従事し、ポルノ雑誌や性的道具 (sexual paraphernalia) を販売したり、露骨なエロ映画を見せたり同種のビデオテープを貸し出したりしていた。Xはミネソタ州ミネアポリスにある倉庫でこれら物品の積荷を受け取り、プラスチックで包装し値段をつけ、箱詰めにした。彼は次いで、これらの製品を各地に点在しているおよそ二三の

小売店を介して売りさばき、毎年数百万ドルの収入を得ていた。連邦捜査当局は一九八九年、X等に対しRICO法違反の不当利得活動等を理由に四一もの訴因で訴追した。正式起訴状は猥せつ法違反の三四訴因とRICO法違反の三訴因のほか、本件争点とは無関係の多くの脱税違反でXを訴追し、不当利得活動は猥せつ法違反を基礎行為(predicated)としていた。ミネアポリス地区合衆国地方裁判所での四ヶ月に及び陪審裁判でXは一七七の実体的な猥せつ犯罪で有罪とされた。すなわち合衆国法典第一八編第一四六五条(18 U.S.C. § 1465)に違反して販売目的での州間通商において猥せつ物を移送したという二訴因、および同一四六六条に違反して猥せつ物の販売に従事したという五訴因で有罪とされた。彼はまた猥せつ物販売での有罪犯罪を基礎行為としたRICO法違反の三訴因、すなわち一九六二条(a)に違反して不当利得活動のパターンから得た利益を受理し使用したという一訴因、一九六二条(c)に違反してRICO団体に従事したという一訴因、および一九六二条(d)に違反してRICO団体に従事するコンスピラシーの一訴因で有罪とされた。猥せつ法違反およびRICO法違反に対する根拠として陪審は、四つの雑誌と三本のビデオテープは猥せつ物であると認定した。種々の“ハード・コア”の性行為が描写されているこれらの雑誌やビデオはコピーされてXのアダルト商品企業を介して販売された。

Xは結局、併せて合計六年間の拘禁刑と一〇万ドルの罰金等を言い渡された。これらの刑罰に加えて、地裁は同一の陪審を再招集し、一九六三条(a)(2)(D)に従った没収手続(a forfeiture proceeding)をした。訴追側はこの手続で、不当利得活動団体でのXの利益を示している店舗(business)および不動産、一九六三条(a)(2)(A)、同団体へのXの影響の原因となった(afforded)財産(property)、一九六三条(a)(2)(D)、およびXが不当利得犯罪から得た資産および収益(the assets and proceeds)、一九六三条(a)(1)、(a)(3)、の没収を求めた。陪審は、Xは二〇箇所の商業地不動産および三一個所の店舗——それらはすべてXの不当利得活動を行つたために使用されていた——に利益を有していたと認定した。地裁は次いで陪審なしに、Xは不当利得活動の結果、種々の資産を獲得したと認

定し、結局、Xのすべての卸売・小売店舗(これらの店舗のすべての資産を含む)および不当利得活動を介して獲得した約九百万ドルの没収を命じた。

第八巡回区控訴裁判所は、地裁の没収命令を維持し、RICOの没収規定は言論への事前規制に相当するから合衆国憲法第一修正に違反するとのXの主張を退けた。事前規制と後の刑事罰との間には判例上確立した相違があるとしつつ、本件での没収は不当利得活動に関与した団体に従事したことによる有罪判決に続いて科せられた刑事罰であり、言論への事前規制でないと認めためたのである。さらに本件での没収命令はXの過去の不当利得犯罪に結びついた資産に限定されていることを指摘して、RICOの没収規定は憲法上余りにも広すぎるとのXの主張を退け、“残虐で異常な刑罰”および“過重な罰金”を禁止する第八修正に違反しないと結論した。もっとも、控訴審は、本件での没収は著しく罪刑の均衡を欠くものであるかを検討しなかった。第八修正はパロールの可能性のない終身刑以外の量刑については均衡性の要件を必要としないと考えたからである。

これに対し、合衆国最高裁は上告受理の申立てを容れ、五対四で原判決を破棄した³⁰⁾。なお、法廷意見(ホワイト、オコナー、スカリア、トーマスの各裁判官同調)の執筆はレンキスト首席裁判官で、反対意見の執筆はケネディ裁判官で、これにブラックマン、ステイヴンズ裁判官が同調し、スータ裁判官は(2)の部分のみこれに同調している。

【判例】

露骨な工口雑誌等を取り扱っている「ダース以上の店や劇場の所有者である本件上告人アレクサンダー(X)は完全な刑事裁判の後で、猥せつ罪の訴因およびRICO法違反の訴因で有罪とされた。Xの店で売られていた四冊の雑誌と三本のビデオテープは猥せつ物であるとの陪審の認定に基づいた猥せつ法違反での有罪判決は、XのRICO法違反の有罪判決の基礎行為として役立つ。拘禁刑および罰金刑に加えて、地裁はXに一九六三条(18

U.S.C. §1983) に従って、RICO法違反の刑罰としてXの不当利得活動に直接関連する若干の資産 (assets) の国庫への没収を命じた。われわれは、Xの第一修正の下での主張を退けるが、第八修正の異議申立てについては再考のために差し戻す。⁽³¹⁾

(1) Xはまず、Xのアダルト商品ビジネスの活動を効果的に停止させる本件での没収は、是認できる刑事罰ではなく、憲法に反する言論への事前規制であると主張する。本件でのRICO没収命令は實際上、一九三一年の先例 (Near v. Minnesota ex rel. Olson, 283 U.S. 697) で事前規制と認定された表現素材 (expressive material) の発行の禁止命令と異ならず、保護されない以前の言論を理由に将来の表現を完全に禁止 (ban) するものであるというのである。同意できない。Xの主張を受け入れれば、わが判例法上十分に確立した事前規制と事後の刑罰との區別を事実上抹消することになる。⁽³²⁾

本件でのRICO没収命令は、将来において表現的な活動に従事することをXに禁止 (forbid) していないし、表現活動に対する事前の許可申請を彼に要求していない。それは彼の以前の不当利得違反行為に関連していると認定された特定の資産を彼から剥奪するにすぎない。もちろん彼には新しい店を開くだけの汚れない資産を有すると仮定してのことだが、Xは明日にでも、裁判所の命令に違反したとの法廷侮辱罪に問われるリスクなしに、アダルト商品ビジネスに参入し、好きなだけの性的に露骨な雑誌やビデオテープを売ることができる。本件での没収命令は、Xの選択する表現活動に従事することに対する法的障害——事前規制——にはならない。彼は全く自由にアダルト店等を開くことができるのであり、エロ雑誌等の製造・販売に従事できるのである。⁽³³⁾

猥せつ文書等にかかわる従前の事前規制の先例における憲法上の弱点は、訴追側が事前の司法判断なしに猥せつ物の疑いある関連物を差し押さえたという事案だった。しかし本件では、問題の資産が没収されたのは、それらが猥せつ物であると考えられたからではなく、それらがXの過去の不当利得活動に直接かかわりがあつたからである。

RICO没収規定が資産の没収を要求するのは、それらが不当利得活動団体 (the racketeering enterprise) の運営に果たす財政的役割を理由とする。没収資産が表現的性質のものであるか非表現的性質のものであるかに頼着しない (oblivious)、すなわち、書物、スポーツカー、覚せい剤、そして現金はすべてRICO法の下で同様に没収される。実際、これとは反対の制度 (scheme) であれば、犯罪の収益を表現活動に従事するビジネスに投資さえすれば不当利得行為者は没収を回避できることとなり、RICO法は破壊される (disastrous) こととなる。⁽³⁴⁾

さらに問題の資産は、上告人 (X) に必要な手続的保障を提供することなしに没収が命じられたものではなかった。Xは、猥せつ性およびRICO訴追につき十分な刑事裁判を受け、そして四冊の雑誌と三本のビデオテープは猥せつであり、その他没収された資産はXの不当利得活動犯罪の遂行に直接かかわりがあることが立証されたのである。RICOの没収規定は本件に適用されると違憲の事前規制になるとのXの主張も先例に反する。RICOの没収規定は、事前の言論への規制ではなく過去の犯罪行為に対する刑罰である。⁽³⁵⁾

最後に、Xの提案する、事前規制 (prior restraint)、という文言の定義は、将来における言論の禁止と過去の言論を処罰する古くからの区別 (the time-honored distinction) をほり崩すことになる。事前規制の原理は、出版の事前規制は認められなかったが刊行後の処罰は認められていたイギリスのコモン・ローに由来する。このきわめて限定的な言論の自由の原理の適用は早くも一九三六年の判例でわれわれの第一修正と矛盾すると判示された。われわれが、事前規制、という文言にイギリスのコモン・ローにおけるよりも幅広い定義をしてきたとはいえようが、われわれの判例は一貫して、事前規制とその後の処罰との区別を維持してきたのである。Xは、無意味かつ不必要であるとしてこの区別をなくすことを主張しているが、この区別は第一修正の判例によって決定的である。本件での没収命令は事前規制に相当すると判示すれば、事前規制とその後の刑罰とを分ける境界線を曖昧にし、特定の判断 (a particular measure) が事前規制であるか否かを確実に決定することが不可能となる。⁽³⁶⁾

要するに、先例に忠実であれば、本件での没収は事前規制としてではなく、通常の第一修正の基準 (standards) の下で分析されることが必要となる。このように分析すると、Xの主張は全くこの水準に達していない (falls well short of the mark)。Xは六年の拘禁刑と一〇万ドルの罰金を第一修正違反として争っていない。六年の拘禁刑と一〇万ドルの罰金がRICO法の下で刑罰として認められるというのであれば、Xの不当利得活動に直接かわる若干の資産の没収がなぜ認められないのかが、まず問題となる。われわれの判例は、犯罪行為に対する刑罰として猥せつ犯罪に厳格な刑事制裁を科すことも表現素材を没収することも第一修正は禁止しないことを明確に確立している。⁽³⁷⁾

Xの真の主張は、RICOの没収規定を表現素材を取り扱うビジネスに適用すれば、自由な表現に、萎縮 (chilling) 効果をもたらしかねないということにある。むしろ、本件での莫大な金銭没収が書籍販売人に自己検閲を行わせる誘因となり、限界的な保護対象物が猥せつ物と認定され没収されることの懸念からそれらを本棚から撤去させる誘因とはなりうる。しかし、没収のおそれが萎縮効果を生じないのは、拘禁刑や多額の罰金のおそれが萎縮効果を生じないのと同じである。不当利得行為の告発によって被告人は最高二〇年の拘禁刑と二五万ドルもの罰金を科せられることになる。言うまでもなく、そのような長期刑の予想 (prospect) は、どのような種類の没収の予想よりもはるかに大きな抑止となるであろう。同様に、何十万ドルもの罰金は、資産の没収と同様に、ほとんどのビジネスにとってまさに決定的である。しかし、これらの刑罰は、先例の下で明らかに合憲とされているのである。⁽³⁸⁾

(2) 上告人(X)はまた、本件での没収命令——六年の拘禁刑と一〇万ドルの罰金に加えた——はXの犯罪に對し余りにも不均衡であり、それ故、*“残虐で異常な刑罰”* ないし *“過重な罰金”* として第八修正に違反すると主張する。控訴審は、右二つの構成要素から成る第八修正を理由とするXの異議申立てを区別せず、第八修正は、パ

ロールの可能性のない終身刑以外の量刑については均衡性の吟味することを要求していないとの一般的な指摘だけで両者を処理した。しかし、この指摘は第八修正の残虐で異常な刑罰の禁止条項にのみ関連がある。拘禁の継続ないし状況のような問題にかかわりがある残虐で異常な刑罰条項 (Cruel and Unusual Punishment Clause) とは異なり、過重な罰金条項 (Excessive Fines Clause) は、*“金銭である”*と何らかの犯罪に対する刑罰としてのものであると問わず、無理に支払わせる (extract payments) 政府の権限を限定している。第八修正制定時に、罰金、という言葉は、何らかの犯罪に対する刑罰として主権者 (sovereign) への支払いを意味するものと理解されていた。*“本件争点である人に対する (in personam) 刑事没収は明らかに、第八修正の趣旨からして、伝統的な罰金、と異なる金銭的刑罰の一種である。したがって、本件での没収は過大な罰金条項の下で分析されるべきである。”*

Xの全ビジネスの没収は、*“過重な”* 刑罰である、陪審が最終的に猥せつ物であると決定した僅かの素材 (a few materials) を根拠に政府が無理に取り立てているからであるとXは主張する。Xが最終的に有罪と認定された不当利得行為犯罪を僅かの素材にかかわるものと性格付けるのはいささかミスリーディングであるとわれわれは考える。Xは、*“地裁が、巨大な不当利得団体”* として表現したものを創設し運営したことで有罪とされたからである。

本件没収が、*“過重”* であるかの問題は、このような不当利得団体を介してXが長期にわたり行ってきた広範囲な犯罪活動に照らして検討されなければならない。この問題はまず最初に、控訴裁判所によって言及されるのが望ましい。

(3) 以上の理由で、本件で適用されたRICOの没収規定は第一修正に違反しないが、第八修正の過重な罰金条項の意味での、*“過重な”* 刑罰に当たるかについては控訴裁判所が検討すべき問題である。したがって、控訴裁判所の判決を無効とし、本意見と一致した手続のために本件を差し戻すこととする。⁽³⁹⁾

ケネディ反対意見

法廷意見は第一修正の原理の重大な否定であるので、反対せざるを得ない。

(1) 多数意見の理由付けの基本的な欠陥は、本件没収は罰金や拘禁刑のような伝統的な刑罰と同一視できないことを認識していない点にある。多数意見は、XがRICO法の下での有罪判決に対し六年の拘禁刑および一〇万ドルの罰金を科せられたことを指摘して、RICOの没収規定との差異があるかを考え、そしてRICOの没収規定は伝統的な刑罰とは異なると答えている。⁽⁴⁾

連邦RICO法は組織犯罪による合法的ビジネスへの浸透を根絶するために制定された。組織犯罪と闘争するための従前の手段ではうまく行かなかった。その主たる理由は、伝統的な刑罰は犯罪団体よりもむしろ個人をターゲットにしていたからである。不当利得行為者を罰金および拘禁刑で処罰しても不当利得活動のサイクルを断ち切ることはできなかった。犯罪団体には有罪判決を受けた不当利得行為者を新しい参入者 (new recruits) と取り替える資金があったからである。連邦議会はRICO法を制定する際に、組織犯罪の経済的基盤 (ルーツ) を狙った新しいアプローチを採用した、すなわち、ここで必要とされているのは、個人に対処するだけでなく、これらの個人がそれを介して米国の経済的繁栄 (well-being) に対する重大な脅威をもたらしている経済的基盤にも対処する新しいアプローチである。要するに、彼らの経済力の源泉それ自体に攻撃がなされなければならない、そしてこの攻撃はすべての可能な前線に加えられなければならないというのである。

RICOの下での刑事責任は、制定法によって一〇年以内に二つまたはそれ以上の基礎行為に従事したとして定義されている。不当利得活動のパターン⁽⁵⁾の遂行を前提とする。RICOで有罪となれば、その違反者は、厳格ではあるが、伝統的な刑事上の罰金および刑務所への収容 (拘禁刑) だけでなく、一九六三条の下で必要とされる没収 (mandatory forfeiture) を言い渡される。本件争点はこの必要的没収である。⁽⁶⁾

没収救済は民事手続で次第に頻繁に採用されきたが、わが国では没収の救済と刑罰 (forfeiture remedies and penalties) は歴史的な不評の対象物 (historic disfavor) だった。個人に対する (in personam) 没収制定法はイギリスのコモン・ローで十分に根付いていたけれども、一九六三条の下では認められたような個人に対する刑事没収は連邦制度においては一九七〇年のRICO法制定まで知られていなかった。一九六三条の没収の刑罰は、その刑罰の性格でもその前例のない広汎性 (unprecedented sweep) という点でも新規 (novel) である。民事上の対物 (in rem) 没収は、禁制品や違法法に使用された物品にその適用が限定されており、最も広く及ぶ場合でも、違法活動に由来する収益 (proceeds traceable to unlawful activity) に限定されている。RICOは禁制品やそれによって来る収益を越えて、被告人の、不当利得活動団体における利益⁽⁷⁾に相当する財産およびRICO団体への、影響の源泉⁽⁸⁾を違法者に提供する財産の没収を命じている。われわれは先の判例において、⁽⁹⁾組織犯罪およびその経済的基盤を攻撃するための前例のない広範囲の新しい武器⁽¹⁰⁾を提供するために議会はRICO法を制定したと述べ、RICO法の刑事制度の新規性を認めている。⁽¹¹⁾ Russell v. United States, 464 U.S. 10, 26 (1983).

一九七〇年に制定されたRICO法は、組織犯罪に特有 (endemic) と考えられた犯罪 (offenses) を目標としていた。「RICOが一九八四年に修正され基礎犯罪として猥せつ行為 (obsenity) が含められたとき、議会ではその変化の第一修正の意味に関するコメントも議論もなかった」⁽¹²⁾。

本件で行われたことは単純である。すなわち、書籍やフィルムが、その内容ではなく、その所有者の以前の言論の内容を理由に、非難され破壊されたのである。一九八三条は、違法な物品とその販売から得た収益だけでなく、RICO法違反にかかわる団体における被告人の全利益およびその団体への影響の源泉を被告人に提供している資産の没収をも公判裁判所に命じている。⁽¹³⁾ 18 U.S.C. §§ 1963 (a) (1)-(3). 被告人がこのような重い刑罰を受けた理由は、一〇年以内に行われたわずかに二つ程度の関連する猥せつ犯罪を遂行したからである。本件での問題は、過去

の不法行為を理由に個人を処罰する権限ではなく、特定の嫌疑された言論を禁止する権限である。没収規定は、販売装置と併せて保護されている言論を直接的な方法で押収することによって、そしてアダルト素材ないし性的に露骨な素材を販売するビジネスに従事しているすべての者を威嚇するという間接的な方法で、このことをやり遂げているのである^③。

国家からの干渉や指導なしに思想、調査 (inquiry)、および討論の自由を約束されている社会において、書物やフィルムの販売に役立つ制度 (institution) に対する国民の信頼は不可欠である。話し手や出版物 (press) が過去における若干の誤った表現を理由として、そのすべてが攻撃されるといふことになれば、このような信頼は失われる。言論および出版の独立は、それと同様に、公の干渉のおそれがあることによって弱体化する。古典的な事前規制の形態ではないにせよ、本件での没収規定は、検閲の色彩を帯びている (bears its censorial cast)。自由な言論の原理は、わが判例において十分確立しており、本件での在庫品および言論の流通設備の没収は無効であることを要求する。

一九六三条の没収規定によって提示された関心事は、均衡性のそれではない。すべての刑罰は均衡性の分析に服するのであり、この関心事は第八修正の下で言及されるべきである。本件での問題は、連邦猥せつ法違反を理由に刑罰として科せられたとき、RICO法の没収規定の効果は、従前の規制に関する判例において非難された憲法によって保護されている言論への政府の検閲・管理の行使であるかである。私見によれば、その効果はまさにそのとおりである。以上の理由で、Xのビジネス団体と在庫品および団体への影響の源泉をXに提供しているすべての財産の没収を命じた本判決のこの部分は無効である^④。

(2) 従前の事前規制の判例が本件で命ぜられた全財産の没収に直接的かわりを有していることは全く別に、猥せつと判断されていなかった書籍やフィルムの破壊はわれわれの判例において判例 (parallel) がない。本件で

没収された在庫品は数百ものオリジナルの出版物や数千ものコピーから成っており、それらはすべて憲法によって保護される言論であったと推定される。事実、押収された素材の中には陪審が本件で猥せつでない判断したものも含まれていたにもかかわらず、在庫品のすべてが押収され破壊されたのである。私見によれば、猥せつ物と判断されなかった本件での表現素材の没収は違憲であった^⑤。

本件を第八修正の下で再考させるために差し戻すことについては異議を差しはさまない。しかし、第八修正の問題に言及する必要はない。法廷意見が言論および表現の自由の明白な侵害であるとして原判決を破棄しなかったのは、基本的な第一修正の原理の遺憾な (deplorable) 放棄であり、わたくしはこのような判決および法廷意見に反対する^⑥。

4 判例のまとめ

このように合衆国最高裁は、一九八九年のモンサント、キャブリン両判決および一九九三年のアレキサンダー判決においてRICO法違反に刑事没収法の規定が適用された各事案について詳細な判断を示し、弁護士費用に充てる部分を含めた全資産を公判開始前に凍結しても第六修正の弁護人の援助を受ける権利等を侵害したことはない。当の猥せつ物を展示していた店舗等をすべて破壊しても言論・表現の自由を保障する第一修正に違反しないと判示したのである。

以下、三判決を振り返りつつ、その内容を簡単に整理しておく。

(1) 刑事没収法と第六修正

まずモンサント判決では、大規模なヘロイン譲渡団体を運営していたRICO法違反等での有罪判決時に、麻薬取引による収益であるとして二万五千ドル相当の家屋等の凍結命令が八五三条に従って発せられた事案で、弁護

士費用の支払いに充てる部分の除外を求めた被告人の主張を容れた第二巡回判決が破棄された。八五三条の文言は一切の資産の没収を明記しており弁護士費用といえども例外ではない、⁹「犯罪はペイされない」というのが同法制定時の連邦議会の意図であり、弁護士費用を例外とする余地はないというのである。

次にキャプリン判決は、継続的犯罪団体を介して大量の麻薬の譲渡に關与したとして有罪判決を受けた被告人が、裁判所の資産譲渡禁止命令にもかかわらず、その一部をローファームに弁護士費用として譲渡していたので一たん先の禁止命令の修正を求めたものの、結局これに同意したため、ローファームが善意の第三者であるとして救済を求めた事案につき、モンサント判決で判示されたように八五三条の規定は没収対象物の例外を認めていないとした上で、そのような規定は第六修正の弁護士依頼権にも第五修正のデュー・プロセス条項にも違反しないとした第四巡回区判決を維持した。第六修正は刑事被告人に弁護士による弁護を保障しているが、私選弁護人をかかえる余裕のない者には裁判所によって選任された弁護士による弁護が行われる限り、不服は認められない、第六修正の保障は、弁護人の援助を受けるために自分自身の金を使う権利¹⁰以上には及ばない、他人の金を使う第六修正の権利はないというのである。さらに被告人と訴追側との力のバランスを崩すことになることを理由に刑事没収法は第五修正のデュー・プロセス条項に反するという被告人の主張も認められない、濫用の可能性があるというだけでそれを無効にすることはできないというのである。

(2) 刑事没収法と第一修正

アレクサンダー判決は、ボルノ雑誌の販売や露骨なエロ映画上映等で毎年数百万ドルもの収入を得ていた被告人が連邦猥せつ法およびRICO法違反で六年間の拘禁刑と一〇万ドルの罰金等にあって、当の猥せつ物のほか猥せつ物を展示していた多くの店舗および約九百万ドル等の没収を命じられた事案につき、第一修正の保障する言論・出版の自由を違反しないとした上で、第八修正の禁止する「過重」な罰金に相当するかにつき別途検討するように

命じて原判決を差し戻した。¹¹ 本件でのRICO没収命令は、将来における表現活動を禁止するものではなく、被告人の以前の不当利得行為に關連していると認められた一定の資産を剥奪するにすぎない、没収規定は違憲の事前規制になるとの主張も先例に反する、それは言論への事前の規制ではなく、過去の犯罪行為に対する刑罰であり、第一修正に違反しないというのである。もともと、控訴審は第八修正の「残虐で異常な刑罰」と「過重な罰金」とを区別しなかつたので、この点につき、残虐で異常な刑罰条項と異なり、過重な罰金条項は、犯罪に対する刑罰としての主権者への支払いを意味していたので、本件刑事没収は過重な罰金条項の下で分析されるべきであると判示し、したがって、本件没収規定は第一修正に違反しないが、第八修正の「過重な罰金」に相当するかについて判断させるために控訴審に差し戻すと結論したのである。

(9) Jed S. Rakoff, Howard W. Goldstein, Rico-Civil and Criminal Law and Strategy (Lae Journal Press, 2005) (Date Originally Published: 1989). Id. at 1-131~133.

(10) United States v. Monsanto, 491 U.S. 600 (1989).

(11) Id. at 603-604.

(12) Id. at 605-606.

(13) Id. at 602.

(14) Id. at 606-607.

(15) Id. at 610-611.

(16) Id. at 611-613.

(17) Id. at 614.

(18) Id. at 615.

(19) Id. at 616.

- (20) Caplin & Drysdale, *Chartered v. United States*, 491 U.S. 610 (1989).
- (21) *Id.* at 619-622.
- (22) *Id.* at 619.
- (23) *Id.* at 623.
- (24) *Id.* at 623-624.
- (25) *Id.* at 624-628.
- (26) *Id.* at 630.
- (27) *Id.* at 633-635.
- (28) *Id.* at 637.
- (29) *Alexander v. United States*, 509 U.S. 544 (1993).
- (30) *Id.* at 547-549.
- (31) *Id.* at 546-547.
- (32) *Id.* at 549-550.
- (33) *Id.* at 550-551.
- (34) *Id.* at 551-552.
- (35) *Id.* at 552-553.
- (36) *Id.* at 553-554.
- (37) *Id.* at 554-555.
- (38) *Id.* at 555-556.
- (39) *Id.* at 558-559.
- (40) *Id.* at 561.
- (41) *Id.* at 561-562.
- (42) *Id.* at 563.

- (43) *Id.* at 574.
- (44) *Id.* at 575-576.
- (45) *Id.* at 576-578.
- (46) *Id.* at 578.

四 おおびらち

以上、わが国の問題状況を踏まえた上で、とりわけアメリカのRICO法違反に対する刑罰としての刑事没収に
 ついて主要な合衆国最高裁判例を中心にその具体的内容を明らかにしてきた。なお不十分であるが、若干の問題点
 を指摘して、さしあたりのむすびとしたい。

まず、RICO法及び没収法によって訴追側が手中にした武器の強力性である。公判開始前の弁護士費用を含め
 た関連資産の凍結が八五三条の規定する没収の対象物として認められるばかりか、第六修正の弁護人の援助を受け
 る権利の侵害にはならず、当の狼せつ物だけでなくそれを展示していた多数の店舗を没収・破壊しても第一修正の
 保障する言論の自由に抵触しないというのであるから、最高裁の内部での見解が真二つに分れたのも当然と思われ
 る。しかし、いずれも五人の裁判官の賛同を得たため法廷意見として確立したことは押えておきたい。

次にRICO法の広範性である。RICO法の一六二条(d)は、同条の(a)(b)(c)各項で禁止されている三つの行
 為の共謀行為(コンスピラシー)を禁止する。刑事法の分野で主として活用されるRICO法の規定は、「団体」
 の関係者が「違法な債権の取立て」等を通じてその「団体」の仕事遂行または参加することを禁止する第三の
 禁止行為(c項)およびそのコンスピラシー(d項)である。合衆国最高裁は一九八一年のターキット判決

(United States v. Turkette, 425 U.S. 576) において「団体」には「適法な団体に限られず犯罪だけを目的とする違法な団体も含まれる」と判示した。そして一九八三年のラッセロ判決(前出)では一九六三条の没収規定は「団体における利益」に限られると解釈するのはこの規定の実効性を損なうことになりかねず、組織犯罪から可能な限りその収益を奪い取ることがその目的であるとした上で、RICO法違反の放火による火災保険金全額の没収は「利益」に相当するから適法であると判示した。この判決を受けて刑事没収法は一九八四年に大幅に改正されたであり、連邦検察官の権限が再び拡大強化されたのである。

そして最後にわが法との落差である。わが国でもアメリカと同様に、例えば、「暴力団を追いつめるには、資金源を締め上げることが欠かせない。いまや暴力団は普通の経済活動を装って金融の世界などにも進出している。警察は金融庁とも連携し、資金面の取り締まりを強める必要がある」(朝日新聞二〇〇七年一月二十七日付社説)として組織犯罪の資金源を絶つことの必要性が強調されている。もっとも「組織犯罪の合法的ビジネスへの浸透」という面では差異はないにせよ、少なくとも本稿で検討した限りにおいて、両国の落差は余りにも大きい。本稿は、その一面を素描したにとどまり、両国の組織犯罪の実証研究など残された課題は少なくないが、RICO法全体の体系的把握を踏まえた上で、いずれも別途検討したい。

〔後記〕本稿は当初、法学部編集委員から依頼を受けて小高剛教授退職記念号(既刊)にあわせて執筆予定だったが、諸般の事情で間に合わず、本号に掲載されることになった。小高教授とはほぼ一〇年間、名城大学の同僚として警咳に接し、また小高剛先生古稀祝賀『現代の行政紛争』(成文堂、二〇〇四年)には編集委員の一人として執筆にも参画するなどの栄に浴した。遅まきながら、小高先生の二層のご活躍とご健康を祈念しつつ、今後とものご指導をお願い申し上げる次第である。

(二〇〇七年二月一日稿)